

実質公債費比率・将来負担比率ともに改善！

## 平成22年度決算に基づく

# 「健全化判断比率及び資金不足比率」を公表します

財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を目的として制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、健全化判断比率及び資金不足比率について公表が義務付けられています。

いずれかの比率が早期健全化段階や財政再生段階（将来負担比率を除く。）の基準値以上になった場合には、それぞれ法で定められた計画の策定を行い、財政の健全化を図ることとなります。

平成22年度決算に基づく白鷹町の状況は下記のとおりすべて基準を下回りました。引き続き財政の健全化に取り組んでまいります。

◆健全化判断比率について				(単位：%)
比率名	本町の状況	早期健全化基準	財政再生基準	参考：昨年度の状況
実質赤字比率	－（赤字なし）	14.79	20.0	－（赤字なし）
連結実質赤字比率	－（赤字なし）	19.79	35.0	－（赤字なし）
実質公債費比率	17.0	25.0	35.0	19.1
将来負担比率	85.3	350.0		105.1

## ◆公営企業における資金不足比率について

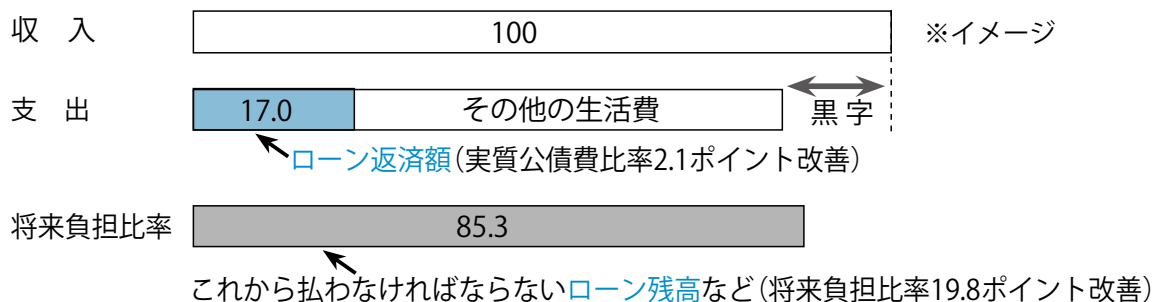
公営企業ごとに、資金の不足額が事業の規模に対してどれくらいの割合になっているかを示しています。水道、町立病院、訪問看護ステーション、下水道、農業集落排水の全会計について、資金不足は発生していないため比率はありません。

## ◆それぞれの比率を家計に例えると…

町の財政状況について、一般家庭の家計に例えることは、多少の無理がありますので、あくまでイメージとしてご紹介します。

- ◇実質赤字比率：1年間の家計に占める赤字の割合
- ◇連結実質赤字比率：2世帯住宅などの場合、それぞれの世帯の家計を合算した家族全体での1年間の家計に占める赤字の割合
- ◇実質公債費比率：年収に占めるローン返済額の割合
- ◇将来負担比率：ローン残高や生命保険の支払いなどが年収の何年分に相当するかを示した割合

ある家庭の1年間の収入（100）に当てはめると



総括表 健全化判断比率の状況 (平成22年度決算)

(単位 :%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
064025	山形県	白鷹町	-	-	17.0	85.3
団体区分	5.町村					

(単位 :%)

標準財政規模 (千円)	臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	14.79	19.79	25.0	350.0
	5,332,011	373,567	財政再生基準	20.00	35.00	35.0

会計名		実質収支額	(分母比)
一般会計等	一般会計	471,366	8.8
小計		471,366	8.8
標準財政規模		5,332,011	100.0
実質赤字比率 (%)		-8.84	

会計名		実質収支額	(分母比)
公営企業に属する特別会計以外の会計のうち	国民健康保険特別会計	87,119	1.6
	介護保険特別会計	27,892	0.5
	後期高齢者医療特別会計	1,387	0.0
	老人保健特別会計	0	

会計名		資金不足・剰余額	(分母比)
法適用企業	水道事業会計	289,525	5.4
	病院事業会計	577,343	10.8
	訪問看護ステーション事業会計	12,226	0.2
小計			
標準財政規模			
連結実質赤字比率 (%)			
法非適用企業	下水道特別会計	17,308	0.3
	農業集落排水特別会計	5,090	0.1
合計		1,489,256	27.9
標準財政規模 (再掲)		5,332,011	100.0
連結実質赤字比率 (%)		-27.93	

実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、  
 実質赤字比率 (%)、又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

総括表 実質公債費比率の状況 (平成22年度決算)

Ver.22.01

団体名 白鷹町

(単位：千円)

	元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く)(3 A表「元利償還 金」欄の数値を 転記)	積立不足額を考 慮して算定した 額(3表 「工」欄の数値 を転記)	満期一括償還地 方債の1年当た りの元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額)(3表 「ウ」欄の数値 を転記)	公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て たと認められる 繰入金(3表 「合計」欄の 数値を転記)	一部事務組合等 の起こした地方 債に充てたと認 められる補助金 又は負担金	公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの	一時借入金の利 子	特定財源の額 (3A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)	事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費	事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費(準元利 償還金に係るも のに限る。)	災害復旧費等に 係る基準財政需 要額	災害復旧費等に 係る基準財政需 要額(準元利償 還金に係るもの に限る。)
平成20年度	1,572,099			474,231	51,282	16,488		60,264	139,504	206,735	873,738	37,149
平成21年度	1,417,030			484,034	51,411	16,446	21	61,752	104,245	208,679	818,731	40,576
平成22年度	1,287,200			474,969	51,101	16,395	156	65,047	101,763	204,350	752,212	39,442

	密度補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金	密度補正により 基準財政需要額 に算入された準 元利償還金(地 方債の元利償還 額を基礎として 算入されたもの に限る。)	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債 発行可能額
平成20年度	8,481	41,094	1,602,725	3,393,351	189,060
平成21年度	8,912	41,174	1,517,319	3,397,296	293,423
平成22年度	8,887	39,529	1,396,862	3,561,582	373,567

	地方財政法第5 条の4第1項第 2号及び地方財 政法施行令第12 条の規定に基づ き総務大臣が定 める額 (特別区のみ記 入)
平成20年度	
平成21年度	
平成22年度	

	実質公債費比率 (単年度)
平成20年度	19.26383
平成21年度	17.18316
平成22年度	14.77822

	実質公債費比率 (3力年平均)
平成20年度 平成21年度 平成22年度	17.0

(参考)

	の内訳									
	PFI事業に係る 債務負担行為に 係るもの(省令第 7条第1号)	いわゆる五省協 定等により、利便 施設及び公共施設 を買い取るため に行った債務負 担行為に係るもの (省令第7条第2 号)	国営土地改良事業 並びに独立行政 法人森林総合研 究所、独立行政 法人水資源機構 及び独立行政 法人環境再生 保全機構の行 う事業に対する 負担金(省令第 7条第3号)	地方公務員等共 済組合が建設 した職員住宅 等の無償譲 渡を受けるた めに支払う賃 借料(省令第 7条第4号)	社会福祉法人 が施設の建設 のために借り 入れた借入金 の償還に 対する補助 (省令第7条 第5号)	損失補償又は 保証に係る 債務の履行 に要する 経費の支 出(省令第 7条第6号)	地方公共団 体以外の者の 債務を引き 受けた場合 における当 該債務の履 行に要する 経費の支出 (省令第7 条第7号)	その他これら に準ずると 認められる もの(省令第 7条第8号)	利子補給に 係るもの (政令第11 条第4号)	
平成20年度					15,392			1,096		
平成21年度					15,392			1,054		
平成22年度					15,392			1,003		

総括表 将来負担比率の状況 (平成22年度決算)

Ver.22.01

団体名

山形県白鷹町

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合等負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額	地方債の現在高			連結実質赤字額	組合等連結実質赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
7,847,651	152,412	4,736,391	228,161	1,431,755	0	0	0	0	0	0

(分母比)

188

4

113

6

34

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額算入見込額	
		うち都市計画税	
1,583,932	412,249	277,190	8,829,022

(分母比)

38

10

7

211

将来負担額 A

14,396,370

344

?

充当可能財源等 B

10,825,203

259

=

A - B

3,571,167

85

=

将来負担比率 (%)

85.3

標準財政規模 C

5,332,011

127

?

算入公債費等の額 D

1,146,183

27

C - D

4,185,828

100